

学校跡地活用に係る事業者登録制度の創設について

京都市では、平成 24 年 7 月に「京都市資産有効活用基本方針」の下で創設された「市民等提案制度」の取組として、学校跡地の有効活用を進めるため、長期にわたり敷地を全面的に活用する事業を対象として、民間等事業者から広く提案を募集しております。

この度、民間等事業者による学校跡地の更なる有効活用に向け、民間等事業者による活用ニーズを集約し、地域の皆さまに、より主体的に御参加いただく仕組みを導入するため、活用を希望される事業者を対象とした登録制度を創設しますので、お知らせします。

1 登録制度の運用開始時期

平成 27 年 6 月 15 日（月）

2 登録制度の創設

（1）目的

- 学校跡地の活用を希望される事業者を対象に、希望跡地名や事業種別等を登録いただく「登録制度」を創設し、事業者による学校跡地の活用ニーズを集約します。
- 多くの事業者に登録いただくため、登録をプロポーザルの参加要件とします。

（2）特徴

- 登録された情報を早い段階で地域の皆様へお知らせすることで、学校跡地活用に向けた地域での意識醸成を図り、地域の皆様にこれまで以上に主体的に御参加いただける仕組みを導入することができます。
- 事業者は、活用を希望する事業種別が、地域で受入れ可能なものであるかを早い段階で知ることができ、効率よく事業計画の検討を行うことが期待できます。
- 地域の皆様からお聞きした意見等を登録事業者に周知し、計画に反映されるよう働きかけることで、事業者の計画に地域意向をより反映できるよう努めます。

3 学校跡地活用に係る手続

手続の概要については、別紙のとおり

- ※ 手続の詳細は、「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」を御覧ください。
- ※ 要領は、資産活用推進室執務室（京都市役所西庁舎 3 階）で配布しているほか、資産活用推進室のホームページからダウンロードしていただけます。

4 備考

元清水小学校跡地については、既に事業種別を決定しているため、今回創設する登録制度は適用されません。

学校跡地活用に係る手続（概要）

■事業者登録

- ・希望跡地名・事業種別等を登録
- ・事業者の適格性を確認
- ・事前相談により計画内容確認

※ 一定の期間を区切って
地元意見を聴取

地元協議（意向を事業者に周知）

地元の了解

■広報発表（事業着手）

■事業者選定委員会の設置

地元代表者の参画

■登録事業者へ提案提出依頼

提案数の多寡等に応じて実施

■事業者選定委員会 （書類審査、競争的交渉実施の判断）

※ 契約に至るまでの段階で、事業者と
複数回の交渉をし、提案を磨き上げ、
より優れた事業者を選定する手法

<競争的交渉実施の場合>

地元意見等の確認

■事業者選定委員会 ■事業者と交渉・対話

■事業者選定委員会（契約候補事業者の選定）

■広報発表

■基本協定締結

[京都市 - 契約候補事業者]

■事前協議会の設置

[京都市 - 地元 - 契約候補事業者]

■三者合意

■貸付契約締結

[京都市 - 事業者]

■三者協議会の開始

[京都市 - 地元 - 事業者]